

〔提出者〕 日本共産党神奈川県議会議員・木佐木 忠晶（横浜市鶴見区選出）
（注） 一問一答形式に編集／アンダーラインは質問の中心部分
文責：日本共産党神奈川県議会議員団

【質問項目】

【1】 国際園芸博覧会における工事代金不払いのない公正な契約履行の確保について

- 1) GREEN×EXPO 2027における
不払い等の発生を防止する上での課題について
- 2) 下請保護・支払い保証制度の導入について
- 3) 公共事業と同様な不適格事業者を排除する仕組みの提案について
- 4) イベントの推進と県内中小企業の保護に係る方針について
- 5) 大規模な不払いや赤字が発生した場合について



【2】 「いのちのとりで裁判」 最高裁判決を受けた神奈川県の対応について

- 1) 県の受け止めと責任について
- 2) 国に対して公式な謝罪や基準の復元等を求めることについて
- 3) 県独自の県民救済について
- 4) 被害額の公表について
- 5) 調査の実施等について
- 6) 生活保護の算定基準の変更等について
- 7) 今後の県の役割について

【3】 外国人優遇デマへの対応と県の多文化共生社会推進に資する広報戦略について

- 1) 外国籍者に対する行政サービスについて
- 2) 差別禁止条例について
- 3) 誤情報に対応するための広報について

【4】 中井やまゆり園元利用者の死亡事案を受けた県の対応と

今後の障害福祉の在り方について

- 1) 長期入所の新規受入れ停止について
- 2) 相談支援の「かなめ」となる相談機関及び相談支援体制の強化について
- 3) グループホーム等の数値目標や
介護・障害福祉分野の報酬体系の見直し等について
- 4) 地域生活移行について

【5】 川崎ストーカー殺人事件の教訓と県警の組織的課題の克服について

- 1) 危険性の過小評価と初動対応の不備、警察署での被害届の受理について
- 2) 警察署における対処体制の形骸化・機能不全、対処要領の遵守について
- 3) 署員の危機意識と対処能力を高める研修と人員体制の強化について
- 4) 特別チームの体制や役割等について

【6】 法人二税超過課税の使途について

【1】 国際園芸博覧会における工事代金不払いのない公正な契約履行の確保について

1) GREEN×EXPO 2027における不払い等の発生を防止する上での課題について

閉幕が近づく大阪・関西万博では、下請事業者への支払い遅延・不払いという深刻な問題が露呈しました。これは、大規模国際イベント特有の構造的欠陥を浮き彫りにしたと言えます。2027年に開催される国際園芸博覧会（以下、園芸博）においても、大阪で紛争の当事者となっているGLイベントジャパンがサプライヤーの一社に認定されており、この問題は決して対岸の火事ではありません。

園芸博の主催団体である博覧会協会の副会長という責任を負う知事は、大阪の教訓を活かし、県内中小企業とそこで働く人々を守るための具体的かつ実効性のある方策を講じる責任があります。県の出展事業のみならず、協会の事業全体を公共事業に準ずるレベルでの発注者責任を果たし、万が一の事態を未然に防ぐ制度的担保を構築するよう、主導的役割を果たすことが求められています。

知事は大阪万博で発生した工事代金不払い問題をどのように分析していますか。また、その教訓を踏まえ、園芸博における不払い等の発生を防止する上での課題は何であると認識しているか、明確な見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「GREEN×EXPO協会」）からは、大阪・関西万博の海外パビリオンの建設においては、発注者や元請事業者が外国政府や外国企業等であった場合に、日本の市場や商慣行、法制度に精通していないため、契約内容の不備や認識の齟齬が生じ、問題が発生したのではないかと聞いています。

そのため、GREEN×EXPO 2027においても、外国政府等と日本企業との間で契約内容の不備や認識の齟齬が生じる可能性のあることが課題であると認識しています。

2) 下請保護・支払い保証制度の導入について

園芸博の「持続可能性に配慮した調達コード」は、下請法等の遵守を求めるものの、支払い遅延に対する罰則や元請の債務不履行から下請を直接保護するエスクロー勘定の設置義務、履行保証保険への加入義務付け等の具体的な仕組みがありません。問題発生後の「通報受付窓口」という事後対応のみで、資金繰りに窮する中小企業を救済することは極めて困難です。一方、公共工事においては建設業法や下請代金支払遅延等防止法に基づき、発注者には厳格な監督責任が課せられ、下請保護のための制度が整備されています。園芸博には県の予算が投入され、その経済効果は県民に還元されるべきものであり、極めて公共性の高い事業です。

そこで知事に伺います。博覧会協会副会長として、園芸博においても公共工事で確立されているような、より実効性の高い下請保護・支払い保証制度を導入するよう博覧会協会に提案すべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

GREEN×EXPO協会において、大阪・関西万博で生じた事例も踏まえながら、国等とも協議・調整を行いつつ、対応策について検討していると承知しています。

県としては、下請事業者が不利益を被ることのないよう、GREEN×EXPO協会に適時適切な提案を行っていきます。

3) 公共事業と同様な不適格事業者を排除する仕組みの提案について

知事は博覧会協会の副会長という要職を担っていますが、その具体的な権限と責任の範囲については明らかになっていません。事業者がトラブルに巻き込まれないようにするためにも、大阪万博で問題を起こした事業者の参加を認めるべきではないと考えます。知事は博覧会協会の副会長として、事業者の適格性審査（財務健全性、過去のコンプライアンス違反歴等）に関与し、その選定に責任を持つべきです。

知事は協会の方針を追認するだけでなく、県民の利益を代表して、公共事業と同様な不適格事業者を排除する仕組みを提案するなど、博覧会副会長としての権限を行使すべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

GREEN×EXPO協会では「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会契約規程」を定め、公益を目的とする事業を行う性質などを踏まえ、不適格事業者を排除する仕組みを設けています。

当該仕組みは、例えば、神奈川県等から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている

者は一般競争入札や公募型プロポーザルに参加できないなど、公共事業と同様の内容であるため、改めての提案は要しないものと考えます。

4) イベントの推進と県内中小企業の保護に係る方針について

知事は、園芸博を成功に導く「推進者（協会副会長）」と、県内中小企業の利益を守る「監督者（知事）」という二つの役割を担っており、そこには潜在的な利益相反が存在します。万が一、工期に重要な影響を持つ大手事業者の下請代金支払いに問題が発覚した場合、イベントの円滑な推進と県内中小企業の保護という二つの要請が衝突する可能性があります。

その際、知事としてどちらの責務を優先するのか、明確な方針を伺います。

【黒岩知事答弁】

県内中小企業の利益を守りながらGREEN×EXPO 2027を成功させることは可能であり、「GREEN×EXPO 2027を成功に導く「推進者（協会副会長）」と県内中小企業の利益を守る「監督者（知事）」という二つの役割」が、利益相反になるとは考えていません。

そのため、仮に工期に重要な影響を持つ大手事業者の下請代金支払いに問題が発生した場合は、どちらの責務を優先するというのではなく、個別具体的に対応していきます。

5) 大規模な不払いや赤字が発生した場合について

園芸博は、国、神奈川県、横浜市の積極的な関与のもとで準備が進められています。万が一、園芸博において下請業者への大規模な不払いや、博覧会全体が赤字といった事態が発生した場合、副会長である知事も無関係と言えるはずがありません。

そのような事態に陥った場合、知事は道義的・政治的にどのような責任を取るつもりなのか、またその際に、県民の税金が赤字補填に使われるなど、神奈川県の財政に直接的・間接的な影響が及ぶ可能性はないのか、県民に対して明確に説明してください。

【黒岩知事答弁】

GREEN×EXPO 2027における下請事業者への大規模な不払いが発生しないよう、GREEN×EXPO協会の対応に協力していきます。

また、協会では、赤字とならないよう、多くの方々に来場いただくための機運醸成に取り組んでおり、県としても広く県内に機運醸成を図るとともに、魅力・感動あふれる博覧会となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

【2】「いのちのとりで裁判」最高裁判決を受けた神奈川県の対応について

1) 県の受け止めと責任について

今年6月27日、11年にもわたって闘われた「いのちのとりで裁判」の最高裁判決が下されました。この裁判は、2013年から2015年にかけて国が行った最大10%の生活保護費基準額引き下げに対して、基準引き下げの取り消しと損害賠償を求めたものでした。最高裁判決は、2013年から実施された生活保護基準の引き下げを違法と断じ、国の判断過程に重大な瑕疵があったことを認める歴史的な判決を下しました。

神奈川県はこの違法な国の基準に基づき、10年以上にわたり県民に対して減額という行政処分を執行してきた直接の当事者です。

違法な国の基準に基づき長年にわたり県民に対し減額処分を執行してきた当事者は、神奈川県自身です。この事実をどのように受け止めていますか。この違法な処分によって憲法上の権利を侵害された全ての県民に対し、県としてどのような責任があると考えているか見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

国は、令和7年6月27日の最高裁判所判決後、8月13日に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、原告以外の当時の受給者も含めた対応について、専門家による審議を踏まえた論

点整理を行っています。

町村部の生活保護行政を実施している県においても、国の検討状況をしっかりと注視してまいります。

2) 国に対して公式な謝罪や基準の復元等を求めることについて

また、この問題は神奈川県だけの課題ではありません。違法な減額措置による影響は全国に及んでいます。

知事は全国知事会などの場を通じて他の都道府県と連携し、国に対して公式な謝罪、基準の復元、全対象者への差額の即時返還を求めるよう、主導的な役割を果たす意思はあるか伺います。

【黒岩知事答弁】

国では「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、対応を検討しています。同委員会では原告当事者へのヒアリングが行われており、県としては今後その動向を注視してまいります。

3) 県独自の県民救済について

最高裁判決は国の賠償責任は認めませんでした。自治体が行った個々の減額決定そのものを違法としました。県民にもこの影響を受けた人が少なくありません。国が具体的な救済策を示さない中、「国の指示待ち」に終始することは、司法判断を軽視し、県民の権利侵害を放置し続けることとなります。この裁判の長期化により、判決を待たずに亡くなった原告は全国で232名にのぼります。県としてまずこうした方々やそのご遺族に対しても、遡及して差額分が支払われるべきだと考えます。

そこで知事は、国の動向とは別に県独自の判断で住民救済に踏み出すべきであり、そのための法的な整理や手続きについて進めるべきだと考えますが、こうした県民救済に踏み出す意思があるのか伺います。

【黒岩知事答弁】

生活保護は法定受託事務であり、国の責任において対応すべきものと考えており、県としては、「最高裁判決への対応に関する専門委員会」での検討結果が明らかになれば、しっかりと対応していきます。そのため、県が独自に法的な整理や手続き等を進める考えはありません。

4) 被害額の公表について

救済の第一歩は、被害の全容を正確に把握することから始まります。国の対応を待つことなく、県が主体的に、県内すべての自治体で違法な減額措置の対象となった住民の総数と返還すべき差額の総額を算出し、県民に公表する意思はありますか。あるとすれば、いつまでに実施する計画なのか伺います。

【黒岩知事答弁】

「最高裁判決への対応に関する専門委員会」では、当時のあるべき水準に関しての検討や遡及改定する場合の対象者の範囲等について検討されています。現時点では具体的な対応方針が示されていないため、県独自の被害額の算出や公表は困難です。

5) 調査の実施等について

生活保護基準は、就学援助や国民健康保険料の減免など、少なくとも47の制度と連動しています。違法な基準引き下げは、生活保護利用者以外の多くの低所得の県民にも深刻な影響を与えた可能性があります。

県として、これらの連動制度への影響について、市町村と連携して全庁的な調査を実施し、被害を受けた県民を救済する措置を講じる考えがあるか伺います。

【黒岩知事答弁】

生活保護は法定受託事務であり、県は生活保護法により厚生労働大臣が定めた基準に基づき町村部

の生活保護行政を実施していることから、今後、「最高裁判決への対応に関する専門委員会」における検討を踏まえ、国から示される対応方針に基づき速やかに対応していきたいと考えており、県独自の調査等は考えておりません。

6) 生活保護の算定基準の変更等について

二度とこのような事態を繰り返さないためには、仕組みそのものを見直すことが必要だと考えます。保護基準を第1・十分位層との比較を考慮して決める現在の方式では、生保世帯の生活実態に即していません。

そこで、現在の生活保護の算定基準である第1・十分位層との比較する手法を改めて、マーケットバスケット方式など、生保世帯の生活実態に即した算出方式に変えるよう国に求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

生活保護費の算定手法や支給水準は、国において国民の生活実態を把握検証し、決定する責務があることから、県としては国の議論を注視してまいります。

7) 今後の県の役割について

今回の判決は、国の方針が絶対ではなく、違法であり得ると証明しました。

知事は今後、住民の生活実態と乖離した国の方針に対し、地方自治体の長として毅然と異議を申し立て、県民の生活を守る「防波堤」としての役割を果たすべきだと考えますが、認識を伺います。

【黒岩知事答弁】

生活保護は、生活保護法による法定受託事務として、厚生労働大臣が定めた基準に基づき全国一律に実施されていることから、生活保護の水準も国の責任において検討・対応すべきものと考えており、今後、国の対応方針を注視してまいります。

【3】外国人優遇デマへの対応と県の多文化共生社会推進に資する広報戦略について

1) 外国籍者に対する行政サービスについて

近年、外国人に関するさまざまなデマが流布されています。特に、「外国人に行政サービスが優遇されている」といった差別的なデマが、社会に分断を持ち込む悪質な情報操作として拡散されており、神奈川県においても明確に反論する必要があります。神奈川県知事もこうした排外主義に対し「違和感がある」と表明しており、全国知事会からは「ともに生きる」とのメッセージが発せられています。

神奈川県は、全国的に見ても外国籍県民が非常に多い地域です。2025年1月1日現在、県内には284,889人の外国籍県民が生活しており、これは県民の約32人に1人、人口比で3.1%を占めます。国籍も中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと多岐にわたり、多様化しています。この状況を受け、知事自身も「多様な国籍の人々と『ともに生きる』ことが神奈川県の大きな特徴である」と公言しており、多文化共生は県の最重要政策課題の一つと認識されています。

「日本国籍者よりも外国籍者が優先・優遇されている」というデマは、全く根拠がないことが明らかになっています。行政サービスの提供は国籍ではなく、居住、所得、必要性といった客観的な基準に基づいて行われています。

外国籍県民を対象とした特定の制度（例えば、高校の特別募集枠や無年金者への給付金など）が存在するのは事実ですが、これらは「優遇」とは全く性質が異なります。これらの制度は、過去の制度的欠陥や、言語・文化の壁によって生じる不利益を是正し、実質的な機会の平等を確保するための「公平性のための措置」であると説明されています。デマを流布する側は、この「公平性のための措置」を意図的に「不公平な優遇」と歪めて伝えることで、社会に分断を生むことを目的としています。

そこで知事に伺います。「外国籍者が行政サービスで優遇されている」等のデマが流布されていることは、県が目指す多文化共生の推進にとって大きな妨げとなります。日本国籍者と比較して外国籍

者を不公平に優遇する施策はないことを、県の公式見解として明確に断言すべきと考えますが見解を伺います。また、外国籍者が利用できる行政サービスも、日本国籍者と同様に法の定めや条例等に基づき提供されていることを、人権週間などで県民に広く周知するべきと考えますが、その意思はありますか。

【黒岩知事答弁】

外国籍県民が年々増加する中、県は「かながわ国際施策推進指針」に従って、国籍にかかわらず全ての人が心豊かな暮らしを送る多文化共生の地域社会づくりを進めています。

こうした中、「外国籍県民が行政サービスで優遇されている」等の情報が拡散した場合、県が正確な情報を伝えることは、県民の不安を解消し適切な理解を促す上で極めて重要です。

そこで県では、今後も行政サービスについて誤った情報が拡散された場合などには、それぞれの施策に関する目的や必要性等の情報を速やかに発信してまいります。

また、多文化理解を促進することは誤った情報を安易に拡散させないことに資すると考えますので、県は多文化共生イベント「あーすフェスタ」や「多文化共生セミナー」等の開催により、多文化共生に関する普及啓発を積極的に行ってまいります。

2) 差別禁止条例について

県は「かながわ国際施策推進指針」を策定し、外国籍県民が暮らしやすい環境整備、日本語教育の充実、相互理解の促進などを掲げています。具体的には、文化交流イベント「あーすフェスタかながわ」の開催や、外国人居住支援、医療通訳派遣システムの運営など、多岐にわたる事業を展開してきました。

しかし、ヘイトスピーチなどの差別的言動への対策は、道半ばであると指摘されています。県は専門の相談窓口を設置しているものの、川崎市が制定したような罰則付きの差別禁止条例は未だ制定に至っておらず、市民団体からはより実効性のある対策を求める声が上がっています。この現状は県内における人権保障のレベルに地域差を生じさせており、県全体の多文化共生や人権尊重の姿勢に一貫性を欠く「政策の空白」を生み出していると見られ、知事のリーダーシップが問われています。

そこで知事に伺います。川崎市では罰則を伴う実効性の高い差別禁止条例が施行されています。ヘイトスピーチは川崎市に限らず、横浜市・相模原市でも起きており、県内全域で起こりうる問題です。居住地によって人権保障に差があってはならないと考えますが、県として、川崎市と同様の実効性ある差別禁止条例を制定する必要性について、見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

県ではヘイトスピーチの解消に向け、「ヘイトスピーチ、許さない」というメッセージを発信するとともに、被害に悩む方に向けた専門相談窓口の設置やインターネット上のモニタリングを行い、差別的な投稿の削除要請などを実施しています。

また、今後、差別的な投稿の削除要請だけでなく、そうした投稿がしづらくなるよう、新たにSNS上に注意喚起の広告を掲載するなど、取り組みを強化します。

さらに、今年度、本県としては初の取り組みとなる人権意識調査を実施し、人権がすべての人に保障される地域社会に向けて、効果的な施策につなげていきます。

御質問の、条例を制定する必要性については、どのような内容であればヘイトスピーチ解消の実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向等を引き続き注視しながら考えていきます。

3) 誤情報に対応するための広報について

最近の事例として、横浜市で開催されたアフリカ開発会議（T I C A D）に関連した「ホームタウン」認定を巡るデマがSNS上で拡散されましたが、これは事実無根であり、国際交流事業と移民政策は無関係であると、関係自治体の首長や外務省が明確に否定しました。この事例は、国際的なイベントが開催される神奈川県において、いかに容易に差別的なデマが生まれ、拡散されうるかを示して

おり、県が主体的に事実に基づいた正確な情報を迅速に発信し、社会の分断を防ぐ必要性を浮き彫りにしています。

したがって、知事が排外主義に対し「違和感がある」と表明するという受動的な姿勢では、悪意ある情報を打ち消すには不十分です。県は、排外主義に対し受動的な姿勢を改め、明確で分かりやすい情報提供、迅速なファクトチェック、ポジティブなメッセージ、「公平性のための措置」の理念まで踏み込んだ説明と、毅然としたメッセージの発信といった能動的な広報戦略を展開する必要があると考えます。

そこで知事に伺います。今後、多文化共生の推進など県の施策推進と相反する事実に基づかない情報が流布された際に、誤情報を積極的に否定し、事実関係を分かりやすく県民に伝えるためのファクトチェック体制の構築と発信、SNSでのキャンペーン等、具体的な対応を広報戦略に位置づけ実行する必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

県の広報戦略においては、『必要なときに、必要な情報が手に入る「県民が知りたいこと」が「伝わる」広報』、『県民目線で分かりやすく「県として知らせたいこと」が「伝わる」広報』を、広報展開における2つの柱としています。

また、具体的な取り組みとして、SNSなどの多様な手段を積極的に活用し、正確な情報を速やかに発信することも、広報戦略に位置付けています。

この考えに基づき、県の施策について、事実と異なる情報が流布された際には、それぞれの所管課が事実に基づいた正確な情報を発信し、適切な対応を行っています。

【4】中井やまゆり園元利用者の死亡事案を受けた県の対応と今後の障害福祉の在り方について

1) 長期入所の新規受入れ停止について

2024年7月、千葉県長生村で重度の知的障害がある男性が父親によって殺害されるという痛ましい事件が起きました。このご家族は、かつて神奈川県小田原市に居住し、県の障害者支援施設である中井やまゆり園を利用していましたが、支援が十分に受けられず、県外へ転居されたと報じられています。この悲劇を受け、県が設置した検証チームは2025年6月に報告書を公表しましたが、その内容は支援体制における一連の構造的欠陥を浮き彫りにするものでした。

報告書では、生命の危険が差し迫っている場合、市町村長は「やむを得ない事由による措置」を検討すべきであったと指摘しています。しかし、行政は「そこまでの認識には至らず」、利用可能な支援策を探して奔走するに留まりました。この「最後の砦」が機能しなかった背景には、県立施設が担うべき機能・役割が曖昧化し、独立行政法人化や民間に丸投げする県の姿勢があると言わざるを得ません。民間施設は、受け入れが難しいと判断すれば、その提供を拒否することが可能です。これに対し、これまで県立施設は、民間では困難な障がい者を受け入れる役割を持っていました。県がその責任を放棄し、民間施設に多くを委ねる姿勢は、このような悲劇を招く土壌を作っていると言えると思います。

報告書は、強度行動障害のある人を在宅で支えるサービスが、質・量ともに不足していると指摘しました。しかし、その一方で、県内に多く入居待機者がいるにもかかわらず、県立中井やまゆり園が「長期入所の新規受け入れを停止」していたという、県の極めて重要な政策決定について一切触れていません。これは実質的なサービス削減にほかならず、今回の事件の背景にある構造的な問題の一つです。地域生活移行の理念は重要ですが、圧倒的に施設が足りていない現状で、県として県立施設を減らしたり、新規受け入れ停止をすることは、県の役割の放棄であり許されません。

そこで知事に伺います。報告書では、施設入所を必要とする強度行動障害者のサービスが絶対的に不足し入所待機者が多くいるにもかかわらず、県立中井やまゆり園の「長期入所の新規受け入れ停止」という県の政策決定について、報告書がこの決定に踏み込まなかった理由と、長期入所の新規停止が県内の入居待機者及びサービス提供体制に与えた影響について、県としてどのように総括しているか

見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

中井やまゆり園では、虐待等の不適切支援を改善し、当事者目線の支援の徹底に向けた検討の中で、大規模な県立施設は構造的に管理性や閉塞性に陥りやすく、利用者の人権に配慮したあるべき支援が提供されにくいとの指摘を受けています。そのため、園の定員規模の縮小を図ることとし、新規入所は停止し、支援の改善を進めてきました。

中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム報告書では、「県は、コロナ禍の対応や虐待事案等の改善のために新規入所を停止すると判断した際に、元利用者を始めとする在宅で生活している方への支援について、十分な検討をしておらず、必要な対応、施策が十分に取られていなかった」と厳しく指摘がされています。

県はこの指摘を重く受け止め、在宅で生活している障害者の緊急時にはどのような対応ができるのかなど、速やかに市町村や施設関係団体等と検討を行ってまいります。

2) 相談支援の「かなめ」となる相談機関及び相談支援体制の強化について

家族が県外へ転居した後、支援の継続性を確保するためのフォローアップが足りなかったと指摘されています。ご家族は、複数の支援機関に相談していたにもかかわらず、結果として孤立を深めていきました。これは、介護保険制度におけるケアマネジャーのように、利用者の状況を包括的に把握し、複数のサービスを調整・連携させる相談支援の「かなめ」となる機能が、決定的に不足していたことを示唆しています。障害分野では相談支援員がその役割を担うことが想定されますが、同時に、成育歴など以前からの状況をきちんと把握する役割も重要で、その機能が十分に発揮できなかったことは重要な教訓とすべきです。

そこで知事に伺います。県として、この「かなめ」となる相談機関はどこが担うべきと考えるのか、見解を伺います。また、障害分野におけるケアマネジャーのような役割を実質的に機能させるため、相談支援体制をどのように強化していくのか、具体的な対策を伺います。

【黒岩知事答弁】

障害者や家族からの相談については、県としては、地域の相談支援事業所、基幹相談支援センター及び市町村が自立支援協議会等を活用し、有機的に連携して相談支援を担っていくものと考えています。

一方、今回の事案では、障害者の権利擁護や虐待対応の点で、相談支援を担う関係機関と市町村の障害者虐待関係部署、障害者支援施設等との連携における課題が明らかになりました。

そこで県では、これまで以上に相談支援専門員が相談者の実態を的確に把握し、権利擁護につなげる支援連携の要としての役割を担えるよう、相談支援の質の向上に向けた研修カリキュラムの充実等を検討します。

また、市町村と相談支援事業所、基幹相談支援センター等の関係機関との連携強化を進めるとともに、市町村が設置する自立支援協議会が障害者への支援体制の協議等に効果的に活用されるよう、引き続き活性化に取り組めます。

3) グループホーム等の数値目標や介護・障害福祉分野の報酬体系の見直し等について

報告書の公表は、ゴールではなくスタートです。知事に問われているのは、これらの提言を、誰の責任で、いつまでに、どのような予算で実行されるのかという具体的な実行計画です。

事件の根底には、強度行動障害という最も支援が困難な人への支援体制が、社会全体として脆弱であるという現実があります。不眠や自傷・他害行為が続く状況は、高齢の家族だけで24時間支え続けることは不可能に近く、家族が求めた長期入所施設という支援の「受け皿」が決定的に足りていません。地域生活移行を推進するならば、それに伴いグループホームや居宅介護、24時間対応が可能な重度訪問介護の整備が不可欠であるにもかかわらず、現状ではこれらの整備はまったく足りません。

その最大の理由は、処遇の困難性ととともに、専門性を持った担い手の不足、また、介護・障害福祉分野の報酬体系を含む制度にあります。

また、県はこれまで、利用者のニーズ調査を十分に行っていないことも大きな課題です。県民がどのような支援を必要としているのかを把握しないままでは、実効性のある政策立案は不可能です。

そこで知事に伺います。強度行動障害など最も支援が困難な人々を受け入れるグループホームや居宅介護、重度訪問介護といった地域資源を拡充するための、具体的な数値目標と予算計画を示してください。

その整備が進まない最大の障壁である処遇の困難性ととともに、専門性を持った担い手の不足を解消するため、介護・障害福祉分野の報酬体系を抜本的に見直す考えはあるのか、伺います。さらに、現在実施中である待機者数を含む『障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査』の結果を受け、サービス提供量をどのように改善していくのか、あわせて見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

県では、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」において、市町村がこれまでのサービス利用実績や今後の利用予測等を勘案し見込んだ数値を集計した障害福祉サービスの見込量を種別ごとに設定しています。

障害福祉サービスの基本報酬については、令和6年度改定の効果を十分に検証し、人材の確保や施設経営の安定化、利用者支援の充実を図るため、国に対し、それぞれの施設の利用実態に見合った報酬体系への見直しを、他の都道府県と共同で要望しています。また、福祉・介護人材の処遇改善についても、更なる拡充をするよう国へ提案しています。

また、昨年12月に実施した「障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査」の結果からは、グループホームが少ない地域ほど障害者支援施設の利用希望が多くなる傾向にあることなどが見えてきました。

こうした分析結果を踏まえて、各圏域の市町村とともに、グループホームの確保、日中活動サービスの確保など、対策を検討していきます。

4) 地域生活移行について

報告書で使われている「リスクを認識」したが、措置入所が必要という「認識には至らず」という表現は、この問題の根深さを示唆しています。

津久井やまゆり園事件以降、県は「地域生活移行」を推進してきましたが、今回の事件は、地域の支援体制が整う前に施設のセーフティーネット機能を縮小することの危険性を示しました。報告書にある「リスクを認識」したが措置入所に必要な「認識には至らず」という表現は、行政が最後の砦として機能しなかったことの証左です。追いつめられた家族にとって、たとえ一時的であっても緊急避難できる入所施設は、文字通り「最後の砦」です。

そこで知事に伺います。現在の県の「地域生活移行」政策が、結果として最も支援を必要とする人々のセーフティーネットを後退させていないでしょうか。また、「どんなに困難でも最後まで支える」という県立施設が本来持つべき「命の砦」としての機能と役割、県が負うべき最終的な責任について、知事はどのように認識しているか伺います。

また、地域生活移行の理念は、緊急時に命を守るためのセーフティーネットの確保という前提があってこそ進められると考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

県では、障害者が地域で当たり前で暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、地域生活移行を推進しており、今後の県立障害者支援施設は、地域で一時的に生活が困難になった場合に、再度受け入れて地域で暮らすことができるよう支援する通過型施設として、当事者目線の支援のモデルを示していきます。

その上で、地域で暮らす障害者にとって緊急時や虐待のリスクがある場合には、一時的に措置によ

る入所も検討する必要があり、県立の障害者支援施設のみならず、民間施設やグループホームが受け皿になることも考えられます。

県としては、圏域ごとに地域の社会資源の状況も確認しながら、市町村などとともにセーフティネットの仕組みの検討を進めていきたいと考えています。

【5】川崎ストーカー殺人事件の教訓と県警の組織的課題の克服について

1) 危険性の過小評価と初動対応の不備、警察署での被害届の受理について

令和7年4月、川崎市で20歳の女性が元交際相手に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。被害者は事件前に複数回県警に相談していましたが、最悪の結果を防ぐことはできませんでした。県警が設置した検証チームの報告書は、個々の警察官の判断ミスに留まらない、深刻な「組織的・構造的課題」があったと結論付けています。

まず、危険性の過小評価と初動対応の不備についてです。被害者は事件前、つきまとい行為について少なくとも9回にわたり電話で相談していました。しかし、対応した警察官は危険性・切迫性を過小評価し、県警の対処要領で定められた「人身安全関連事案」として認知せず、署長や本部への速報、相談内容の記録化といった基本的な初動対応を怠ったとされています。

人身安全関連事案に限らず、被害届を受理しないという対応は、県民の警察に対する信頼を根底から揺るがす問題です。被害届を受け取らないという対応は、私自身も加賀町や鶴見警察署で経験しています。

そこで警察本部長に伺います。今後、被害届を受け取らないという対応はなくなるのでしょうか。被害の訴えがあった際に、まず被害届として受理した上で捜査や対応の可否を判断するという、本来あるべき対応を徹底すべきと考えますが、警察本部長の見解を伺います。

【和田警察本部長答弁】

県警察においては、被害の届出に対して、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしております。

2) 警察署における対処体制の形骸化・機能不全、対処要領の遵守について

次に、署対処体制の形骸化・機能不全です。報告書は、署長をトップとする「署対処体制」が形骸化し、生活安全課と刑事課の情報共有や連携が不明確であったと指摘しています。これにより、断片的な情報が集約されず、事態の全体像を把握して危険性を正しく評価する機会が失われたと分析されました。

そこで警察本部長に伺います。署及び本部の対処体制の「形骸化・機能不全」について、なぜ定められたはずの対処要領が遵守されず組織が機能しなかったのか、その根本原因についての警察本部長の見解を伺います。

【和田警察本部長答弁】

本事案について、警察署及び警察本部の対処体制が形骸化し機能不全に陥った背景として、危険性・切迫性の評価や執るべき措置について、署長等の幹部に加え、知見と経験を蓄積している警察本部が関与し、複層的・多角的にチェックする仕組みが機能しなかったことに加え、生活安全部門と刑事部門の連携が滞るなどした結果、署の対応が是正されなかったものと考えております。

3) 署員の危機意識と対処能力を高める研修と人員体制の強化について

これらの問題点は、前回の大山議員の一般質問で日本共産党県議団が指摘した人員体制や研修の課題と深く関連していると考えます。個々の警察官が基本的な対処要領すら遵守できなかった背景は、人身安全関連事案の担当者が抱える膨大な案件数によるマンパワー不足や、全ての署員に危機意識と対処能力を浸透させるための実質的な研修が不足しているという構造的課題があると考えます。

そこで警察本部長に伺います。報告書は、対処要員の意識が希薄だったと指摘していますが、現在

の研修内容は十分であるとの認識でしょうか。また、報告書で示された再発防止策を実践するにあたり、どれくらいの人員が必要であり、実際に何人の増員を予定しておられるか、伺います。

【和田警察本部長答弁】

署の対処体制における要員について、その自覚や対応要領の理解が希薄であったことから、実効的な対処を可能とする体制を確立するため、マニュアルを整備し、ケーススタディ等実践的な教養を徹底することとしており、今後も教養効果を確認しながら研修等の充実に努めてまいります。

体制につきましては、県内全署の署対処体制を早急に点検し、署の規模に応じて人身安全関連事案に適切に対処できるよう、来年春の定期人事異動に向けて適正配置に努めてまいります。

4) 特別チームの体制や役割等について

そして知事が指摘するように、警察がDVやストーカー事案を認知した際に、県の福祉部局が持つ一時保護などのセーフティーネットへ迅速かつ確実につなぐ仕組みも不可欠だと思います。今回の事件では、警察組織内の問題に終始し、被害者の安全を物理的に確保するという視点での他機関との連携が決定的に欠けていました。

そこで知事は、本事案を受けて特別チームを立ち上げることですが、要となる責任者を含めた体制や役割、権限についてはどのように考えているのか伺います。

【黒岩知事答弁】

県では川崎市での事件を重く受け止め、これまで緊急シンポジウムや「支援調整会議」を開催してきました。

そうした場でいただいた様々な御意見を踏まえ、広報の強化や相談支援体制、一時保護・自立支援機能の充実、加害者対応の強化、ワンストップで支援につなげる仕組みづくりなどについて検討を進めていきます。

10月1日には共生推進本部室にDV・ストーカー被害対策担当課長を新たに配置し、警察本部からの派遣職員や局内関係部署の職員を迎えて特別チームを立ち上げ、推進体制を強化しました。

今後、このチームを中心に警察や関係機関と連携しながら、被害に悩む方に支援が届くよう、早急に施策の検討を進めてまいります。

【6】法人二税超過課税の使途について

県は、令和7年10月に期限を迎える法人二税の超過課税措置を、5年間延長する条例改正案を提案しています。その目的は「経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」、「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」という3つの特別な財政需要への対応があげられました。知事は、この延長と活用目的について多くの法人や経済団体から理解を得られたと説明しており、過去の実績として、令和3年度から7年度までの5年間で、超過課税により約1,255億円の財源が確保され、経済対策や災害対策などに活用されたとしています。

大企業等への超過課税そのものは、応能負担の原則に基づき税の公平性を追求するものであり、基本的に賛同できるものです。しかし、問題となるのは、その貴重な財源の使途です。

「災害に強い県土づくりの推進」が県民の安全・安心に直結する喫緊の課題であり、引き続き優先的に取り組むべきであることに異論はありません。しかし、「経済対策」の中身や「幹線道路の整備」といった大規模公共事業については、その必要性や費用対効果を慎重に検証する必要があります。夏の猛暑から生徒の健康を守るための県立高校体育館へのエアコン設置や、予算が早々に上限に達している太陽光パネル設置や省エネ改修への補助など、県民の生活に直結し、かつニーズの高い課題が山積しています。

限られた財源をどこに重点的に配分するかは、極めて重要な政治判断です。大規模事業もさることながら、まずは県民の暮らしの向上や安全確保に資する分野へ、この貴重な財源を充当すべきです。

そこで知事に伺います。この貴重な税収を、県民の多様なニーズに応えるために、災害対策のさら

なる強化はもとより、文教施設の整備や補修、高齢者支援、障害者支援、再生可能エネルギーの推進、地域環境保全など、より優先度の高い分野に活用すべきと考えますが、見解を伺います。

【黒岩知事答弁】

法人二税の超過課税の延長にあたり、今後の活用項目としてお示ししている3つの項目は、県民生活や事業活動を守るという観点でいずれも重要なものとなっています。

まず、「経済対策の推進」ですが、物価高騰の長期化や労働力不足の顕在化などの課題に対応するため、生産性向上や働きやすい環境整備に取り組む中小企業の支援に活用していきます。

また、「災害に強い県土づくりの推進」については、風水害の激甚化・頻発化に加え、首都直下地震等の切迫性も高まっていることから、県民のいのちを守るため、地震防災戦略や水防災戦略に基づく取り組みに活用していきます。

さらに、「幹線道路の整備」は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化に加え、災害時等における物資輸送や経済活動の早期再開に資することから、自動車専用道路等の整備に活用していきます。

県政を取り巻く行政課題は多様化していますが、法人二税の超過課税については、税をご負担いただく法人等のご意見を伺いながら、3つの項目に活用することとしました。

こうした取り組みに超過課税を活用することで、県民生活や事業活動に直結する喫緊の課題に着実かつスピーディーに対応していきます。